

佐賀県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

佐賀県公安委員会委員長 岸 川 美 和 子

### 佐賀県公安委員会規則第7号

佐賀県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>（表）</p> <p>略</p> <p>（裏）</p> <p>略</p> <p>○ 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所</p> <p>1～3 略</p> <p>4 公示による納付命令の場所</p> <p>佐賀県公安委員会の掲示板（佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号所在）</p> <p>5 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を上記の<u>掲示板</u>に表示することにより行います。</p>	<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>（表）</p> <p>略</p> <p>（裏）</p> <p>略</p> <p>○ 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所</p> <p>1～3 略</p> <p>4 公示による納付命令の場所</p> <p><u>佐賀県公安委員会のウェブサイト</u></p> <p>佐賀県公安委員会の掲示板又は電子計算機の映像面（佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号所在）</p> <p>5 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を上記の<u>場所</u>に表示することにより行います。</p>

### 附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。